

■定期報告制度の改正(平成28年6月1日施行)に係る対象建築物

用途	国(政令)指定 H28.1.15政令公布 H28.1.21告示公布 ※次のいずれかに該当するもの。 ※当該用途が避難階のみのものを除く。	県(細則)指定 ※次のいずれかに該当するもの。 ※政令による指定に該当するものを除く。	報告必要条件	報告の時期
	規模等	規模等	規模等	
劇場、映画館及び演芸場	①客席部分が200㎡以上のもの ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの ③主階が1階にないもの	①300㎡を超えるもの ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの	①300㎡を超えるもの ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの ③客席部分が200㎡以上のもの ④主階が1階にないもの	平成28年及びその翌年から起算して3年ごとの年の4月1日から翌年の3月31日
観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂及び集会場	①客席部分が200㎡以上のもの ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの	①300㎡を超えるもの(公会堂、集会場は200㎡以上の室を有するものに限る) ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの	①300㎡を超えるもの(200㎡以上の室を有するものに限る) ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの ③客席部分が200㎡以上のもの	
キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店及び飲食店	①3,000㎡以上のもの ②2階が500㎡以上のもの ③3階以上及び地階が100㎡を超えるもの	①500㎡を超えるもの ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの	①500㎡を超えるもの ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの	
遊技場		①1,000㎡を超えるもの ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの	①1000㎡を超えるもの ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの ③2階が500㎡以上のもの	
百貨店、マーケット及び物品販売業を営む店舗(10㎡以内のものを除く)		①1,000㎡を超えるもの ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの	①1000㎡を超えるもの ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの ③2階が500㎡以上のもの	
展示場		指定なし	①3,000㎡以上のもの ②2階が500㎡以上のもの ③3階以上及び地階が100㎡を超えるもの	
百貨店、マーケット及び物品販売業を営む店舗、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店及び遊技場の2以上の用途に供する施設	指定なし	①1,500㎡を超えるもの	①1,500㎡を超えるもの	
ホテル及び旅館	①2階が300㎡以上のもの ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの	①500㎡を超えるもの ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの	①500㎡を超えるもの ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの ③2階が300㎡以上のもの	平成29年及びその翌年から起算して3年ごとの年の4月1日から翌年の3月31日
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツ練習場(学校に付属するものに限る)	指定なし	①2,000㎡を超えるもの	①2,000㎡を超えるもの	
体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツ練習場	①2,000㎡以上のもの ②3階以上が100㎡を超えるもの	①2,000㎡を超えるもの	①2,000㎡を以上 ②3階以上が100㎡を超えるもの	

用途	国(政令)指定 H28.1.15政令公布 H28.1.21告示公布 ※次のいずれかに該当するもの。 ※当該用途が避難階のみのものを除く。	県(細則)指定 ※次のいずれかに該当するもの。 ※政令による指定に該当するものを除く。	報告必要条件	報告の時期
	規模等	規模等	規模等	
病院及び診療所 (患者の収容施設のあるものに限る)	①2階(2階に患者の収容施設がある場合に限る)が300㎡以上のもの ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの	①300㎡を超えるもの ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの	①300㎡を超えるもの ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの	平成30年及びその翌年から起算して3年ごとの年の4月1日から翌年の3月31日
公衆浴場	①3,000㎡以上のもの ②2階が500㎡以上のもの ③3階以上及び地階が100㎡を超えるもの	①500㎡を超えるもの ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの	①500㎡を超えるもの ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの	
高齢者・障害者等の就寝の用に供するもので政令で定める共同住宅・寄宿舍 (サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)	①2階が300㎡以上のもの ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの	指定なし	①2階が300㎡以上のもの ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの	
高齢者・障害者等の就寝の用に供するもので政令で定める児童福祉施設等 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、厚生施設 ・老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む)その他これに類するもの(宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターを含む) ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害者福祉サービス(自立訓練または就労移行支援を行う事業所に限る)を行う事業所(利用者の就寝の用に供するものに限る)	①2階が300㎡以上のもの ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの	令115条の3第1号に該当 ①500㎡を超えるもの ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの	①500㎡を超えるもの ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの ③2階が300㎡以上のもの	
政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等	指定なし	①500㎡を超えるもの ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの	①500㎡を超えるもの ②3階以上及び地階が100㎡を超えるもの	

※(㎡は当該用途に供する部分の床面積の合計)

今回の政令改正により新たに対象建築物となるものに限っては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までを初回とし、それ以降は平成31年度から3年ごと